(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百三十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字ソラシバ一五番から同町精進字青木ヶ原五一四番一まで	前	一一・〇一～一三・九七メートル　〇・四二二キロメートル
	後	一一・〇一～三五・九一メートル　〇・四二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月三十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○関東地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 路線名　百三十九号
(二) 道路の種類　一般国道
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山梨県南都留郡鳴沢村字魔王七六一九番一七から同村字山道八一一番六まで	前	一五・四三～二九・八七メートル　〇・二二三キロメートル
	後	一五・四三～三七・三三メートル　〇・二二三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百三十九号　山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字割石二一二番一〇から同町本栖字割石二一二番一四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百三十九号　山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字割石二一二番一〇から同町本栖字割石二一二番一四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百三十九号　山梨県南都留郡鳴沢村字魔王七六一九番一七から同村字前丸尾八五三一番三五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百三十九号　富士吉田市上暮地三丁目四三五六番から同市上暮地五丁目三六二番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百五十七号　船橋市栄町二丁目六番七地内　関東地方整備局及び千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月三十一日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　四十一号及び三百六十号
(二) 道路の種類　一般国道
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富山市猪谷字一本木一番一地内	前	三三・〇八～四八・四一メートル　〇・〇六四キロメートル
	後	三三・〇八～四九・七三メートル　〇・〇六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十一号及び三百六十号　富山市猪谷字一本木一番一地内　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日